

定款施行規則

平成31年3月28日施行

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本仮想通貨ビジネス協会（以下「本協会」という。）定款（以下「定款」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(入会手続および退会手続)

第2条 定款第8条第1項に規定する入会申込手続は、同第8条2項に規定する入会及び退会に関する規則に従い行う。

2 定款第10条に規定する退会申込手続は、同第8条第2項に規定する入会及び退会に関する規則に従い行う。

3 本協会は、会員の入会を承認したとき又は会員が退会したときは、その旨を当該会員及び各会員に通知する。

4 前項の規定は、会員が退会以外の事由で会員たる資格を喪失した場合について準用する。

(報告事項)

第3条 会員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその内容を本協会に届け出る報告するものとする。

(1) 法令（外国の法令を含む。）により処分若しくは処罰を受け、その属する金融に関連した業務を対象とした自主規制協会（これに相当する外国の団体を含む。）、金融商品取引所、商品取引所、商品先物取引協会（これに相当する外国の団体を含む。）の処分を受けたとき

(2) その他本協会が必要と認めたとき

(会員名簿の記載事項)

第4条 定款第14条に規定する会員名簿には、会員の商号又は名称、本店又は国内における主たる営業所（事務所）の所在地若しくは住所、代表者の氏名又は国内における代表者の氏名、会員番号その他本協会が必要と認める事項を記載するものとする。

附則 この規則の施行期日は、理事会において別に定める。

理事会決議日：平成31年3月28日